山 梨 労 働 局 発 表
令和元年１２月１３日

山梨県特定最低賃金（電気）が変わります！

（山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、２３円引上げて９１３円に）

1　山梨労働局（局長　藤本達夫）は、令和元年12月13日、次のとおり山梨県特定最低賃金（山梨県電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）の改正決定を行い、本日付け官報に公示した。

山梨県特定最低賃金	**電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業**	**時間額 913円**	**効力発生日 令和2年1月12日**
	自動車･同附属品製造業	時間額 918円	効力発生日 令和元年12月12日

2　山梨労働局では、令和元年11月14日に山梨地方最低賃金審議会から特定の業種である「電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に適用される最低賃金額に係る答申を受け、最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により答申内容の要旨を公示した。

今回、締切日である11月29日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会答申どおり1時間当たり23円引上げて913円に改正決定し、本日付けの官報に公示した。これにより、上記の最低賃金額が、令和2年1月12日から発効することとなった。

3　「自動車･同附属品製造業最低賃金」については令和元年11月12日に官報公示し、令和元年12月12日から918円が適用されており、また、特定最低賃金適用者を除く、県内すべての産業･労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、令和元年10月1日から837円が適用されている。

今後、山梨労働局では、改定される最低賃金額の履行確保を図るため、関係事業者、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関等に周知、広報依頼を行うとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図って行くこととしている。

※　山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、適用除外の者を除き、同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。